平成２６年（フ）第５８号
香川県高松市高松町441番地13　Ｂｕｌｋ美里301
債務者　吉川　幸子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２０２号
福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻788番地２
債務者　岩本　由佳
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７８９号
福岡県糟屋郡新宮町湊坂３丁目２番８号
債務者　下田みどり
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８５９号
福岡県朝倉市三奈木1448番地６
債務者　寺垣チヱ子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０１９号
福岡市博多区那珂４丁目19番８―611号
債務者　王丸　洋一
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３１号
福岡県糟屋郡宇美町宇美６丁目16番３号ディアスプラザ宇美弐番館201号
債務者　梅田かおる
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６１号
福岡県太宰府市朱雀２丁目５番34号
債務者　森岡　慈教
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７３号
福岡市城南区南片江３丁目13番16―201号
債務者　表野千代加
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２３９号
福岡市博多区住吉２―16―16ロイヤルマンション301号、住民票上の住所鹿児島県姶良市加治木町反土2731番地３
債務者　白濱　　渉
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２６７号
福岡市南区野間１丁目１番19―603号
債務者　手島　勝彦
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２８２号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵203番地１リバーサイドコーポフジＡ102号
債務者　白石　京子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３０５号
福岡県朝倉郡筑前町上高場973番地18
債務者　米倉　茂生
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３１６号
福岡市南区弥永２丁目６番４―305号
債務者　上土井佑一
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３２０号
福岡市中央区平和３丁目８番16号
債務者　田川　紘史
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３２１号
福岡市中央区赤坂３丁目13番32―603号
債務者　安武　秀憲
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３２４号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木421番地２
債務者　西牟田一広
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３２８号
福岡県糟屋郡粕屋町若宮２丁目４番12―105号パールコート蓮ヶ池
債務者　桑原　靖代
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３２９号
福岡市中央区港２丁目13番21号―308
債務者　手島　敬詞
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部